

証券コード 9969  
2022年6月10日

# 株 主 各 位

名古屋市守山区向台三丁目1807番地

**株式会社 ショクブン**

代表取締役社長 吉 田 朋 春

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、当日のご来場をお控えいただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 名古屋市守山区名駅四丁目4番38号  
ウインクあいち1101号室  
※座席の間隔を広げるため、お席のご用意は先着30名とさせていただきます。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第46期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件        |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shokubun.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。)
- ・会場入口付近で検温をさせていただきます、発熱があると認められる方にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

また、本通知の添付書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shokubun.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動への制限が断続的に続く状況の中、ワクチン接種が進み、経済社会活動正常化に向けた動きはみられるものの、エネルギー及び原材料価格の上昇、急激な円安に加え、ロシア・ウクライナ情勢が世界経済に与える影響等により不透明な状況が続きました。

当社グループが属する食品宅配業界におきましては、外出自粛化の巣ごもり消費による需要増加の効果が薄れる中、エネルギー及び原材料価格、物流コストの上昇、円安によるインフレ懸念など、これらによる景気の下振れリスク、個人可処分所得や雇用悪化リスク等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況下でありましたが、当社グループは、新たなお客様を獲得するため約11年ぶりとなる泉大津営業所の開設、通常価格の約半額でご利用頂ける1食290円お試しキャンペーンの展開、酒類・チルド商品（カットフルーツ・寿司）等の新たな商品の導入、全国を対象とした通信販売サイトの開設など、積極的に販路拡大の仕組を構築してまいりました。また、まもなく販売開始を予定している「金の〇〇」「銀の〇〇」シリーズをはじめとした、自社PB商品の開発にも注力いたしました。

マーケティング戦略においては、テレビCMやリスティング広告、SNSでの発信を強化いたしました。新たな取り組みとしましては、テレビショッピングを地元地方テレビ局にて放映するなど、当社の認知度は更にアップしております。

人手不足対策として、賃金のベースアップにより従業員の定着化を図ると共に、配送面では物流企業3社との配送委託契約を締結することで、人手不足を補完する仕組を構築し、また、外国人特定技能生を積極的に採用するなど、人員の確保に努めてまいりました。

資本政策においては、当社は株主様への利益還元を経営の最重要課題と位置づけていることから、2022年2月25日に臨時株主総会を開催し、利益剰余金の繰越損失を減資により解消させ、適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を向上させること及び復配できる体制といたしました。今後は、長期的かつ安定的な配当が出来るよう取り組んでまいります。

以上のような施策により、当連結会計年度の業績は、売上高が68億75百万円（前年度比100.5%）、経常利益は2億52百万円（前年度比129.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億21百万円（前年度比114.2%）となりました。

### 商品別売上高の推移

（単位：百万円）

| 商品別  | 期 別    | 2020年度<br>（2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで） | 2021年度<br>（当連結会計年度）<br>（2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで） |
|------|--------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
|      | メニュー商品 |                                         | 6,222                                                |
| 特売商品 |        | 616                                     | 607                                                  |
| 合 計  |        | 6,839                                   | 6,875                                                |

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、短期借入金の12億5千万円の資金調達を行っており、主に運転資金への充当、長期借入金の返済に使用しております。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は141百万円で、その主なものとして建物16百万円、リース資産96百万円であります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                              | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------|
| 売上高(百万円)                                         | 7,104  | 6,655  | 6,839  | 6,875               |
| 経常利益又は経常<br>損失(△)(百万円)                           | △88    | 166    | 194    | 252                 |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰属<br>する当期純損失(△)(百万円) | △382   | 90     | 194    | 221                 |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円)                 | △39.83 | 9.39   | 19.32  | 14.37               |
| 総資産(百万円)                                         | 6,107  | 4,865  | 5,859  | 5,839               |
| 純資産(百万円)                                         | 407    | 497    | 2,311  | 2,510               |

#### (5) 今後の見通し

2023年3月期は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、ウクライナ情勢などの地政学的リスクの影響とそれに伴う物価高、原油価格の高騰や各国の金利政策を受けた為替の影響など、先行きは不透明な状況です。

このような経営環境の変化が激しい中、当社グループは社会のインフラとしての役割を果たすべく、また、神明グループのラストワンマイルを担う企業として、お客様のニーズにあった、安全・安心で美味しい食材を追求してまいります。今後も、食品宅配業界の市場規模は拡大していくものと予想されますが、同業他社とのアライアンス、自社PB商品強化、関西地区への事業拡大等、第2、第3の柱となるような新規事業にも積極的に取り組んでまいります。

2023年3月期に行う主な取り組みの一つとして同業他社とのアライアンスを強化いたします。先般、株式会社サンクック（静岡県浜松市）と特約店契約を締結し、これにより、ショクブンのメニューサービスを静岡県西部地域でも提供することが可能となります。また、従来より提携関係にあったMIKAWAYA 21株式会社との協働で、同社の運営するシニア向け生活サポートサービスの一環として、当社の商品を47拠点に提供を開始いたします。

二つ目は自社PB商品の商品開発、販路拡大です。当社はこれまではメニューブックに掲載されているメイン食材を中心に自社で製造しておりましたが、メニューブックのみの販売に捉われず、全国EC販売やBtoB事業でも販売できる「金の〇〇」「銀の〇〇」等、魅力ある商品開発に取り組んでまいります。

三つ目は関西地区への事業拡大です。現在、関西地区は7つの営業所を有しております。関西地区はマーケットも非常に大きく、また、神明グループとのシナジー効果を発揮しやすい環境であるため、新規出店や関西地区での新たなTVコマercialの放映など、積極的に認知度向上、事業拡大に取り組んでまいります。

なお、慢性的な人手不足と人材流出防止のための賃金の上昇、並びに原材料費やエネルギー価格の高騰が現実的なものとなってきたことから、4月より主力商品の価格を約2.5%~5.0%の値上げを実施しております。

これらの状況を勘案したうえで、翌連結会計年度（2023年3月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高73億18百万円（前期比6.4%増）、営業利益2億63百万円（前期比3.5%増）、経常利益2億63百万円（前期比4.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億39百万円（前期比8.0%増）を見込んでおります。

また、当社は今後も地域社会への貢献に積極的に取り組んでまいります。当社は5月6日、南知多町、地元でオーガニック農業を展開している農業生産法人、株式会社オーガニックファーム知多などとの協働で、オーガニック農業の推進を図る目的の連携協定を締結いたしました。オーガニック農業の普及と発展に貢献することで、地産地消の推進や、食料自給率の向上にも微力ながら尽力してまいります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神明ホールディングスであり、当社の株式を7,735千株（持株比率50.10%）保有しております。当社と同社の間には、資本業務提携契約の締結及び同社から当社へ役員及び従業員の派遣等の取引を行っております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

#### 1. 当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等との間で取引を行っておりますが、当該取引を行うに当たっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、独立企業間原則に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### 2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社等との取引については、上記の留意事項や親会社からの独立性確保の観点等も踏まえ、監査等委員及び社外取締役が出席する取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### 3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金   | 出資比率 | 主要な事業内容                                      |
|------------|-------|------|----------------------------------------------|
| 株式会社食文化研究所 | 50百万円 | 100% | 献立作成及び食に関する研究開発等、食料品・雑貨品等の卸売並びに通販事業を行っております。 |

## (7) 主要な事業内容

| 会 社 名         | 主要な事業内容                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社ショクブン（当社） | 当社は、夕食材料等の宅配を主要業務として行っております。また、フランチャイズ加盟会社へのメニュー企画等の提供及び経営指導なども行っております。 |
| 株式会社食文化研究所    | 献立作成及び食に関する研究開発等、食料品・雑貨品等の卸売並びに通販事業を行っております。                            |

## (8) 主要な事業所及び工場並びに営業所

### ① 主要な事業所及び工場

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 本 社        | 名古屋市守山区                |
| 愛 知 支 社    | 名古屋市守山区                |
| 三 重 支 社    | 三重県鈴鹿市                 |
| 岐 阜 支 社    | 岐阜県岐阜市                 |
| 大 阪 支 社    | 大阪府茨木市                 |
| 京 滋 支 社    | 京都市南区                  |
| フレッシュセンター  | 愛知県春日井市（肉・魚等の加工・パック工場） |
| 株式会社食文化研究所 | 名古屋市守山区                |

### ② 営業所

| 所 在 地 | 営 業 所 数 | 所 在 地 | 営 業 所 数 |
|-------|---------|-------|---------|
| 愛 知 県 | 17か所    | 大 阪 府 | 4か所     |
| 三 重 県 | 7か所     | 京 都 府 | 3か所     |
| 岐 阜 県 | 4か所     |       |         |
|       |         | 計     | 35か所    |



## (9) 従業員の状況

| 従業員数 (名) | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 422 [41] | 37名減        |

(注) パートタイマーは〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額

| 借入先          | 借入金残高  |
|--------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 823百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 378百万円 |
| 株式会社りそな銀行    | 300百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 17,691,669株  
(自己株式 2,253,428株を含む)

(3) 当事業年度末の株主数 5,012名

(4) 大株主 (上位10名の株主) (2022年3月31日現在)

| 株主名                       | 持株数     | 持株比率   |
|---------------------------|---------|--------|
| 株式会社神明ホールディングス            | 7,735千株 | 50.10% |
| ショクブン取引先持株会               | 1,129千株 | 7.32%  |
| 東京海上日動火災保険株式会社            | 99千株    | 0.65%  |
| 愛知スズキ販売株式会社               | 90千株    | 0.59%  |
| 荒木万里子                     | 70千株    | 0.45%  |
| 株式会社トーカーン                 | 67千株    | 0.44%  |
| オリックス株式会社                 | 67千株    | 0.44%  |
| 丸進青果株式会社                  | 54千株    | 0.36%  |
| BCSL CLIENT RE BBPLC NYBR | 50千株    | 0.33%  |
| テーブルマーク株式会社               | 48千株    | 0.31%  |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。また自己株式は、上記大株主からは除いております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

(2022年3月31日現在)

| 地 位        | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                             |
|------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長    | 藤 尾 益 雄 | 株式会社神明ホールディングス代表取締役社長<br>株式会社神明代表取締役社長<br>元気寿司株式会社代表取締役会長<br>株式会社雪国まいたけ取締役                               |
| 代表取締役社長    | 吉 田 朋 春 | 株式会社神明ホールディングス上席執行役員<br>株式会社食文化研究所（当社の子会社）<br>代表取締役社長                                                    |
| 取 締 役      | 加 藤 康 洋 | 常務執行役事業推進本部本部長兼製造部長                                                                                      |
| 取 締 役      | 塚 本 一 郎 | 常務執行役東海事業本部本部長                                                                                           |
| 取 締 役      | 東 光 法   | 株式会社神明ホールディングス執行役員管理本部副本部長兼経営企画部長<br>株式会社コールドチェーン情報開発センター代表取締役社長<br>株式会社Shinmei Delica監査役<br>元気寿司株式会社取締役 |
| 取締役(監査等委員) | 林 一 伸   | 公認会計士                                                                                                    |
| 取締役(監査等委員) | 奥 村 哲 司 | 弁護士                                                                                                      |
| 取締役(監査等委員) | 大 西 孝 之 | 税理士                                                                                                      |

- (注) 1. 当社は2016年6月29日開催の第40期定時株主総会決議に基づき監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役(監査等委員)奥村哲司、大西孝之の2氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)奥村哲司、大西孝之の2氏は、東京証券取引所等が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役(監査等委員)林一伸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会が業務補助のため必要に応じて使用者を監査等委員スタッフとして指名し、当該スタッフを指揮命令して監査を行う体制を構築しており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

| 氏名   | 新地位及び担当 |   | 旧地位及び担当 |   | 異動年月日      |
|------|---------|---|---------|---|------------|
| 藤尾益雄 | 代表取締役会長 | — | —       | — | 2021年6月24日 |
| 吉田朋春 | 代表取締役社長 | — | 取締役     | — | 2021年6月24日 |
| 東光法  | 取締役     | — | —       | — | 2021年6月24日 |

## (3) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任時の会社における地位 | 退任時の担当 | 退任年月日      |
|------|--------------|--------|------------|
| 鈴木章人 | 代表取締役社長      | —      | 2021年6月24日 |

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となって職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役、監査等委員および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険）を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(6) 当事業年度中に係る取締役の報酬等の総額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

| 区 分           | 支給人数 | 報酬等の額    |
|---------------|------|----------|
| 取締役(監査等委員を除く) | 6名   | 43,131千円 |
| 取締役(監査等委員)    | 3名   | 9,600千円  |
| 合 計           | 9名   | 52,731千円 |

- (注) 1. 株主総会の決議による報酬限度額は、取締役(監査等委員を除く)年額2億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)(2016年6月29日開催第40期定時株主総会決議)、監査等委員である取締役年額2,500万円以内(2016年6月29日開催第40期定時株主総会決議)であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は取締役(監査等委員を除く)は5名、監査等委員である取締役は3名であります。
2. 上記のうち、社外取締役(監査等委員)2名に対する報酬等の額は6,000千円であります。
3. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
4. 当社の取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社の決定方針は取締役会決議にて決定しており、その概要は以下のとおりであります。

■報酬制度の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

■固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみとし、担当職務、各期の業績、貢献度および世間水準等を総合的に勘案して決定するものとする。また、固定報酬の金額については前年度売上、当期純利益の目標達成度に応じて基本金額の80%~120%の範囲内で個人別の報酬額を決定するものとする。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長吉田朋春がその具体的内容について委任を受けるものとする。これらの権限を委任した理由は各取締役の役位・職責等の評価を行うため、当社全体を俯瞰することができる代表取締役社長が最も適しているからであります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針にそうものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては2021年6月24日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年1月29日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(7) 社外役員に関する事項

| 区分             | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                                             |
|----------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 奥村哲司 | 当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会12回の全てに出席しております。主に弁護士としての豊富な専門知識・経験と誠実な人格を備えており、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただく事を期待しております。取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 大西孝之 | 当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査等委員会12回の全てに出席しております。主に税理士としての豊富な専門知識・経験と誠実な人格を備えており、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただく事を期待しております。取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

26,000千円

#### ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分することが困難なため、上記の金額については、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の方針について

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は総務人事部と連携の上コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、役職員が電話、電子メール等によって自由にヘルプラインに通報や相談ができるよう通報者の保護を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、流通及び食品衛生管理等に係るリスク等会社を取り巻くリスクについては、それぞれの担当部署にて、情報の管理、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務人事部が行うものとする。新たに生じたリスクについてはすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、その目標達成のために各部門の業務担当取締役は具体的目標及び効率的な達成の方法を定め、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用する。グループの事業に関して責任を負う取締役、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、総務人事部はこれらを横断的に推進し、管理する。

- (6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員の業務補助のため監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行う。監査等委員スタッフは監査等委員の指揮命令に従うものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。上記の報告を行った当社及び子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査等委員から監査等委員の職務の執行について生ずる所要の費用の請求を受けた時は速やかにその費用を負担する。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持向上を図る。



(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に向けた取組みを推進する。

(運用状況の概要)

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額               |
|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)            |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,291,646</b> | <b>流動負債</b>       | <b>2,084,306</b>  |
| 現金及び預金          | 2,064,757        | 買掛金               | 298,324           |
| 売掛金             | 89,160           | 短期借入金             | 1,250,000         |
| 原材料及び貯蔵品        | 95,643           | 1年内返済予定<br>の長期借入金 | 145,392           |
| その他             | 42,139           | リース債務             | 63,405            |
| 貸倒引当金           | △55              | 未払法人税等            | 9,011             |
|                 |                  | 未払消費税等            | 27,089            |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,548,198</b> | 賞与引当金             | 47,000            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,092,586</b> | 契約負債              | 9,960             |
| 建物及び構築物         | 470,477          | その他               | 234,123           |
| 機械装置及び運搬具       | 5,714            | <b>固定負債</b>       | <b>1,245,075</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 18,455           | 長期借入金             | 956,552           |
| 土地              | 2,338,231        | リース債務             | 234,252           |
| リース資産           | 259,707          | 繰延税金負債            | 24,684            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>42,291</b>    | 資産除去債務            | 28,886            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>413,320</b>   | その他               | 700               |
| 投資有価証券          | 7,504            | <b>負債合計</b>       | <b>3,329,381</b>  |
| 退職給付に係る資産       | 314,379          | (純資産の部)           |                   |
| 繰延税金資産          | 1,196            | <b>株主資本</b>       | <b>2,491,147</b>  |
| その他             | 90,240           | 資本金               | 100,000           |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,839,845</b> | 資本剰余金             | 3,230,181         |
|                 |                  | 利益剰余金             | 272,292           |
|                 |                  | <b>自己株式</b>       | <b>△1,111,327</b> |
|                 |                  | その他の包括利益累計額       | 19,316            |
|                 |                  | 退職給付に係る調整累計額      | 19,316            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>      | <b>2,510,463</b>  |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>5,839,845</b>  |

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 6,875,566 |
| 売上原価            | 4,147,445 |
| 売上総利益           | 2,728,120 |
| 販売費及び一般管理費      | 2,473,263 |
| 営業利益            | 254,857   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 26        |
| 受取手数料           | 18,541    |
| その他             | 4,503     |
| 合計              | 23,072    |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 16,328    |
| 支払手数料           | 8,203     |
| その他             | 608       |
| 合計              | 25,140    |
| 経常利益            | 252,788   |
| 特別利益            |           |
| 固定資産売却益         | 1,057     |
| 税金等調整前当期純利益     | 253,846   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 21,202    |
| 法人税等調整額         | 31,946    |
| 当期純利益           | 221,900   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 221,900   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本    |           |           |            |           |
|---------------------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|
|                           | 資本金        | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式       | 株主資本合計    |
| 2021年4月1日残高               | 1,935,735  | 2,275,866 | △831,027  | △1,111,275 | 2,269,298 |
| 連結会計年度中の変動額               |            |           |           |            |           |
| 減 資                       | △1,835,735 | 1,835,735 |           |            | —         |
| 欠 損 填 補                   |            | △881,419  | 881,419   |            | —         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |            |           | 221,900   |            | 221,900   |
| 自己株式の取得                   |            |           |           | △52        | △52       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |            |           |           |            |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △1,835,735 | 954,315   | 1,103,320 | △52        | 221,848   |
| 2022年3月31日残高              | 100,000    | 3,230,181 | 272,292   | △1,111,327 | 2,491,147 |

|                           | その他の包括利益累計額  |               | 純資産合計     |
|---------------------------|--------------|---------------|-----------|
|                           | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 2021年4月1日残高               | 42,171       | 42,171        | 2,311,470 |
| 連結会計年度中の変動額               |              |               |           |
| 減 資                       |              |               | —         |
| 欠 損 填 補                   |              |               | —         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |              |               | 221,900   |
| 自己株式の取得                   |              |               | △52       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △22,855      | △22,855       | △22,855   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △22,855      | △22,855       | 198,993   |
| 2022年3月31日残高              | 19,316       | 19,316        | 2,510,463 |

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

子会社は株式会社食文化研究所の1社であり、連結しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は、一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

    その他有価証券

        市場価格のない株式等

        移動平均法による原価法

棚卸資産

    原材料及び貯蔵品

        最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

    定率法によっております。

        ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しております。

        なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

            建物及び構築物    10年～49年

            工具、器具及び備品    4年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

    定額法

        なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

リース資産

    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

    債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

    従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、一般顧客に対する夕食用食材等の販売を主な事業としており、この夕食用食材等の販売については、顧客による受領により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

当社グループはポイント制度を導入しており、将来のポイントの使用見込額を収益から控除しております。

また、契約における対価は商品等に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1ヵ月以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更

### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社グループはポイント制度を導入しており、従来は、将来のポイントの使用を見込まれる金額を費用として引当金にて計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法へ変更しております。

また、従来、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、当連結会計年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が減少しておりますが、影響額は軽微であります。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる、連結計算書類への影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報として、支社別、商品別に分解した売上高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|        | 愛知支社      | 三重支社    | 岐阜支社      | 大阪支社    | 京滋支社    | 合 計       |
|--------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| メニュー商品 | 3,353,386 | 845,327 | 999,613   | 573,695 | 495,637 | 6,267,661 |
| 特売商品   | 299,093   | 101,530 | 103,664   | 48,601  | 55,014  | 607,905   |
| 合 計    | 3,652,480 | 946,858 | 1,103,278 | 622,296 | 550,652 | 6,875,566 |

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損

連結貸借対照表に計上した金額のうち、減損の兆候を識別したものの減損損失を認識していない資産グループの金額は以下のとおりです。

建物及び構築物29,122千円

リース資産19,358千円

有形固定資産や無形固定資産について、資産又は資産グループに減損の兆候が生じる場合に減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損の兆候を識別した資産又は資産グループのうち、減損損失を認識すべきと判定した資産又は資産グループにおいては、その回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。資産のグルーピングは、食品事業における管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として支社を基本単位にグルーピングしております。

回収可能価額は正味売却価値と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。正味売却価値は外部専門家が算定した評価額等から処分費用見込額を控除した価額であります。使用価値は、経営者によって承認された事業計画等を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストを基礎とした、税引前の割引率で現在価値に割り引いた価額であります。

当社グループは、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、及び回収可能価額の見積りは合理的であると判断しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により回収可能価額の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産1,196千円

繰延税金負債24,684千円

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異等に対して認識しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、経営者等によって承認された事業計画や過去の課税所得の発生状況、タックス・プランニング等により評価を行っております。

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり実施している見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により繰延税金資産の回収可能性の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で繰延税金資産を減額する可能性があります。

(3) 退職給付

退職給付に係る資産314,379千円

退職給付債務から年金資産の額を控除した価額を退職給付に係る資産として計上しております。退職給付債務の計算は、割引率、昇給率、退職率、死亡率等の前提条件を使用した年金数理計算により算定しております。年金資産は期末時点の公正な評価額となっております。退職給付債務及び年金資産の算定において利用している重要な仮定は割引率と期待運用収益率であります。割引率は国債の利回りに基づき決定しており、期待運用収益率は保有する年金資産の構成、過去の運用実績、市場金利動向等の経済環境を加味して決定しております。

当社グループは、退職給付債務及び年金資産の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は前提条件に変化がある場合には、結果として当社グループの退職給付に係る資産の評価額に影響を与える可能性があります。



## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 84,072千円  |
| 土地      | 730,705千円 |
| 合計      | 814,778千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 300,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 94,992千円    |
| 長期借入金         | 728,352千円   |
| 合計            | 1,123,344千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,688,277千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 17,691,669株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金の支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月27日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

| 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 普通株式  | 77,191         | 利益剰余金 | 5.00             | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）に係る資金調達を目的としたものであり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

金融商品の時価には、市場価格のない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

|                            | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額    |
|----------------------------|----------------|-----------|--------|
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 1,101,944      | 1,099,960 | △1,983 |
| リース債務                      | 297,657        | 290,564   | △7,093 |

（注）市場価格のない株式等は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 7,504      |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

| 区 分                        | 時 価  |           |      |           |
|----------------------------|------|-----------|------|-----------|
|                            | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | —    | 1,099,960 | —    | 1,099,960 |
| リース債務                      | —    | 290,564   | —    | 290,564   |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、記載しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 162円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円37銭  |

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,207,422</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,086,957</b>  |
| 現金及び預金          | 1,984,408        | 買掛金             | 298,380           |
| 売掛金             | 88,073           | 短期借入金           | 1,250,000         |
| 原材料及び貯蔵品        | 92,510           | 1年内返済予定の長期借入金   | 145,392           |
| 前払費用            | 19,946           | リース債務           | 63,405            |
| その他             | 22,540           | 未払費用            | 86,307            |
| 貸倒引当金           | △55              | 未払法人税等          | 105,925           |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,565,384</b> | 未払消費税等          | 8,829             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,092,381</b> | 未払消費税等          | 27,385            |
| 建物              | 453,286          | 前受り金            | 37,563            |
| 構築物             | 17,105           | 預り金             | 6,504             |
| 機械装置            | 4,598            | 賞与引当金           | 47,000            |
| 車両運搬具           | 1,116            | 契約負債            | 9,960             |
| 工具、器具及び備品       | 18,336           | その他の            | 302               |
| 土地              | 2,338,231        | <b>固定負債</b>     | <b>1,234,302</b>  |
| リース資産           | 259,707          | 長期借入金           | 956,552           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>41,927</b>    | リース債務           | 234,252           |
| 借地権             | 5,999            | 繰延税金負債          | 13,911            |
| ソフトウェア          | 11,928           | 資産除去債務          | 28,886            |
| その他             | 23,999           | その他の            | 700               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>431,076</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>3,321,260</b>  |
| 投資有価証券          | 7,504            | (純資産の部)         |                   |
| 関係会社株式          | 55,171           | <b>株主資本</b>     | <b>2,451,547</b>  |
| 出資金             | 116              | 資本金             | 100,000           |
| 前払年金費用          | 278,784          | 資本剰余金           | 3,230,181         |
| その他             | 89,500           | 資本準備金           | 999,531           |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,772,807</b> | その他資本剰余金        | 2,230,650         |
|                 |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>232,692</b>    |
|                 |                  | 利益準備金           | 115,004           |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 117,688           |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 117,688           |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△1,111,327</b> |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,451,547</b>  |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,772,807</b>  |

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 6,857,589 |
| 売 上 原 価               | 4,146,185 |
| 売 上 総 利 益             | 2,711,404 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,474,764 |
| 営 業 利 益               | 236,640   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 20,026    |
| 受 取 手 数 料             | 20,941    |
| そ の 他                 | 4,323     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 16,328    |
| 支 払 手 数 料             | 8,203     |
| そ の 他                 | 608       |
| 経 常 利 益               | 256,791   |
| 特 別 利 益               |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1,057     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 257,849   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 21,020    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,136     |
| 当 期 純 利 益             | 232,692   |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株主資本       |         |           |           |         |
|--------------|------------|---------|-----------|-----------|---------|
|              | 資本金        | 資本剰余金   |           |           | 利益剰余金   |
|              |            | 資本準備金   | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | 利益準備金   |
| 2021年4月1日残高  | 1,935,735  | 999,531 | 1,276,335 | 2,275,866 | 115,004 |
| 事業年度中の変動額    |            |         |           |           |         |
| 減 資          | △1,835,735 |         | 1,835,735 | 1,835,735 |         |
| 欠 損 填 補      |            |         | △881,419  | △881,419  |         |
| 当期純利益        |            |         |           |           |         |
| 自己株式の取得      |            |         |           |           |         |
| 事業年度中の変動額合計  | △1,835,735 | —       | 954,315   | 954,315   | —       |
| 2022年3月31日残高 | 100,000    | 999,531 | 2,230,650 | 3,230,181 | 115,004 |

|              | 株主資本      |           |            |           | 純資産合計     |
|--------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|
|              | 利益剰余金     |           | 自己株式       | 株主資本合計    |           |
|              | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計   |            |           |           |
| 2021年4月1日残高  | △996,424  | △881,419  | △1,111,275 | 2,218,906 | 2,218,906 |
| 事業年度中の変動額    |           |           |            |           |           |
| 減 資          |           |           |            | —         | —         |
| 欠 損 填 補      | 881,419   | 881,419   |            | —         | —         |
| 当期純利益        | 232,692   | 232,692   |            | 232,692   | 232,692   |
| 自己株式の取得      |           |           | △52        | △52       | △52       |
| 事業年度中の変動額合計  | 1,114,112 | 1,114,112 | △52        | 232,640   | 232,640   |
| 2022年3月31日残高 | 117,688   | 232,692   | △1,111,327 | 2,451,547 | 2,451,547 |

## 1. 重要な会計方針に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品…最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～38年

構築物 10年～49年

工具、器具及び備品 4年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェアの5年であります。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため当該金額を投資その他の資産の前払年金費用として計上しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（4年）による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、一般顧客に対する夕食用食材等の販売を主な事業としており、この夕食用食材等の販売については、顧客による受領により、顧客に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

当社はポイント制度を導入しており、将来のポイントの使用見込額を収益から控除しております。

また、契約における対価は商品等に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1ヵ月以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社はポイント制度を導入しており、従来は、将来のポイントの使用を見込まれる金額を費用として引当金にて計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法へ変更しております。

また、従来、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、当事業年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

この結果、当事業年度の売上高が減少しておりますが、影響額は軽微であります。

営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。



(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる、計算書類への影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「1. 重要な会計方針に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

各見積りの内容は、連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

#### (1) 固定資産の減損

貸借対照表に計上した金額のうち、減損の兆候を識別したものの減損損失を認識していない資産グループの金額は以下のとおりです。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 建物               | 29,122千円  |
| リース資産            | 19,358千円  |
| (2) 繰延税金資産の回収可能性 |           |
| 繰延税金負債           | 13,911千円  |
| (3) 退職給付         |           |
| 前払年金費用           | 278,784千円 |

### 5. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

|     |           |
|-----|-----------|
| 建物  | 82,527千円  |
| 構築物 | 1,545千円   |
| 土地  | 730,705千円 |
| 合計  | 814,778千円 |

##### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 300,000千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 94,992千円    |
| 長期借入金         | 728,352千円   |
| 合計            | 1,123,344千円 |

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,677,313千円 |
|--------------------|-------------|

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 220千円    |
| 短期金銭債務 | 69,029千円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引       |           |
| 仕入高        | 607,698千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 61,304千円  |
| 営業取引以外の取引  |           |
| 営業外収益      | 22,448千円  |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式

2,253,428株

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金             | 169,895千円  |
| 減損損失                  | 315,178千円  |
| 賞与引当金                 | 16,168千円   |
| 未払社会保険料               | 2,304千円    |
| その他                   | 13,459千円   |
| 繰延税金資産小計              | 517,005千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △108,663千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △317,427千円 |
| 評価性引当額小計              | △426,091千円 |
| 繰延税金資産合計              | 90,914千円   |

#### (繰延税金負債)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未収事業税     | 6,106千円   |
| 前払年金費用    | 95,901千円  |
| その他       | 2,817千円   |
| 繰延税金負債合計  | 104,826千円 |
| 繰延税金負債の純額 | △13,911千円 |

### (2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2022年2月25日付で資本金を100,000千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.6%から34.4%に変更しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 158円80銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円07銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ショクブン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 今 泉 誠 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 水 越 徹 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ショクブンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショクブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社ショクブン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
名古屋事務所

|                    |       |     |   |
|--------------------|-------|-----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 今 泉 | 誠 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 越 | 徹 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ショクブンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。



監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社ショクブン 監査等委員会

監査等委員 林 一 伸 ㊟

監査等委員 奥 村 哲 司 ㊟

監査等委員 大 西 孝 之 ㊟

(注) 監査等委員 奥村 哲司、大西 孝之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆さまへの配当につきましては、安定的な配当を維持していくことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5.0円  
総額 77,191,205円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。なお、この定款第2条の変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条を変更するものであります。なお、この定款第15条の変更については、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更案の内容

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>農産、山菜、畜産、水産食品、酒類、調味料及び菓子類の製造、加工並びに販売</u></li> <li>2. 小売業に対する販売企画、宣伝及び仕入の指導</li> <li>3. 献立表の企画及び製作並びに付属出版物の販売</li> <li>4. 介護食の調理・社員食堂等各種飲食事業の運営、指導</li> <li>5. 介護施設並びに介護保険法に基づく各種介護事業の運営</li> <li>6. 家庭用電気製品及び家庭用ガス石油器具の販売</li> <li>7. 事務用品及び事務用機器並びに和洋家具、食器等日用品の販売</li> <li>8. 玩具、スポーツ用品、医療用具の販売</li> <li>9. <u>軽車両等運送事業</u></li> <li>10. 不動産の賃貸及び管理業務</li> <li>11. <u>ダイレクトメールの封入、発送代行業務</u><br/>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>12. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li> </ol> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>調理用食材、食料品、飲料品、酒類、米穀、調味料及び菓子類の製造、加工及び販売</u></li> <li>2. 小売業に対する販売企画、宣伝及び仕入の指導</li> <li>3. 献立表の企画及び製作並びに付属出版物の販売</li> <li>4. 介護食の調理・社員食堂等各種飲食事業の運営、指導</li> <li>5. 介護施設並びに介護保険法に基づく各種介護事業の運営</li> <li>6. 家庭用電気製品及び家庭用ガス石油器具の販売</li> <li>7. 事務用品及び事務用機器並びに和洋家具、食器等日用品の販売</li> <li>8. 玩具、スポーツ用品、医療用具の販売</li> <li>9. <u>貨物軽自動車運送事業</u></li> <li>10. 不動産の賃貸及び管理業務</li> <li>11. <u>ダイレクトメールの封入、発送代行業務</u></li> <li>12. <u>食料品の検査及び栄養価等の分析</u></li> <li>13. <u>生活習慣病の予防食・治療食の研究開発及び介護食・病院給食の提供</u></li> <li>14. <u>通信販売業務</u></li> <li>15. <u>損害保険の代理店業務・生命保険の募集に関する業務</u></li> <li>16. <u>フランチャイズ加盟店、代理店及び特約店に対する経営指導</u></li> <li>17. <u>防災用品及び雑貨の販売</u></li> <li>18. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></li> </ol> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="128 167 546 223"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="128 231 546 545">第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="308 563 370 591">(新設)</p> <p data-bbox="308 960 370 987">(新設)</p> | <p data-bbox="744 167 807 195">(削除)</p> <p data-bbox="572 563 758 591"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="572 598 994 716">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="617 727 994 941">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="572 960 635 987">(附則)</p> <p data-bbox="617 994 994 1339">1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く）5名は、本總會終結の時をもって任期が満了となりますので改めて取締役（監査等委員であるものを除く）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ふじ お みつ お<br>藤 尾 益 雄<br>(1965年6月14日生) | 1989年3月 株式会社神明（現株式会社神明ホールディングス）入社<br>2000年6月 同社常務取締役営業副本部長<br>2007年6月 同社代表取締役社長（現任）<br>2017年6月 当社代表取締役会長就任<br>2018年6月 当社取締役就任<br>2019年6月 当社取締役退任<br>2021年6月 当社代表取締役会長就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社神明ホールディングス代表取締役社長<br>株式会社神明代表取締役社長<br>元気寿司株式会社代表取締役会長<br>株式会社雪国まいたけ取締役 | 一株         |
|       | 監査等委員でない取締役候補者とする理由                   | 藤尾益雄氏は、株式会社神明ホールディングスの代表取締役として、経営的な立場から食品業界での豊富な経験と幅広い見識を有しています。同氏の経験は当社に多様な視点をもたらすものと期待されることに加え、今後、当社が神明ホールディングスグループと相乗的な成長を実現するうえでも、当社経営を監督する取締役として適任と判断しております。                                                                                                           |            |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | よし だ とも はる<br>吉 田 朋 春<br>(1966年7月22日生) | <p>1990年4月 株式会社住友銀行（現株式<br/>会社三井住友銀行）入行</p> <p>1999年6月 株式会社ロプロ（旧株式会<br/>社日栄、現株式会社日本保<br/>証）入社</p> <p>2005年6月 同社取締役財務部長</p> <p>2007年6月 同社常務取締役財務・IR本<br/>部部長</p> <p>2008年11月 株式会社丸和運輸機関入社</p> <p>2010年4月 同社執行役員常温事業開発<br/>本部長</p> <p>2013年4月 同社執行役員総合企画本部<br/>副本部長</p> <p>2015年6月 同社執行役員経営戦略本部<br/>部長</p> <p>2016年6月 株式会社関西丸和ロジステ<br/>ィクス取締役経営企画本部<br/>部長</p> <p>2017年7月 株式会社神明（現株式会社<br/>神明ホールディングス）入<br/>社</p> <p>2018年10月 同社上席執行役員経営企画<br/>室長</p> <p>2019年6月 当社取締役</p> <p>2020年8月 株式会社神明取締役精米販<br/>売事業本部副本部長</p> <p>2021年6月 当社代表取締役社長（現<br/>任）</p> <p>2021年6月 株式会社神明ホールディン<br/>グス上席執行役員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社食文化研究所<br/>代表取締役社長</p> | 一株             |
|           | 監査等委員でない<br>取締役候補者とする<br>理由            | 吉田朋春氏は、経営企画部門での業務経験を経て、<br>2019年から当社の取締役に就任、さらに2021年6月か<br>らは当社の代表取締役として、当社の事業変革につい<br>て積極的に意見・提言等を行い、当社の企業価値の向<br>上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社経<br>営を監督する取締役として適任と判断しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | か とう やす ひろ<br>加 藤 康 洋<br>(1965年7月6日生)   | 1988年4月 当社入社<br>2015年4月 当社仕入製造部長<br>2016年6月 当社取締役<br>2017年9月 当社常務執行役員<br>2018年6月 当社取締役<br>2018年9月 当社製造購買本部長<br>2019年3月 当社事業推進本部長兼製造<br>部長（現任）<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員<br>（現任）                            | 1,817株            |
|           | 監査等委員でない<br>取締役候補者とする<br>理由             | 加藤康洋氏は、仕入、製造部門での業務経験を経て、<br>経営的立場での豊富な経験を有しております。2016年<br>からは当社の取締役として、仕入・製造担当の立場か<br>ら積極的に意見・提言等を行い、当社の企業価値の向<br>上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社経<br>営を監督する取締役として適任と判断しております。                                  |                   |
| 4         | つか もと いち ろう<br>塚 本 一 郎<br>(1964年9月21日生) | 1988年3月 当社入社<br>2007年6月 当社取締役<br>2011年9月 当社営業部長<br>2013年12月 当社常務取締役<br>2017年9月 当社取締役<br>2018年6月 当社執行役員<br>2019年3月 当社管理本部長<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員<br>（現任）<br>アドバイザー本部本部長<br>東海事業本部本部長（現<br>任）<br>2022年1月 | 1,000株            |
|           | 監査等委員でない<br>取締役候補者とする<br>理由             | 塚本一郎氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的<br>立場での豊富な経験を有しております。2013年から<br>2018年の間、及び2019年以降、当社の取締役として営<br>業担当の立場から積極的に意見・提言等を行い、当社<br>の企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を<br>踏まえ、当社経営を監督する取締役として適任と判断<br>しております。                    |                   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | あずま みつ のり<br>東 光 法<br>(1963年4月19日生) | 1987年4月 トーヨーサッシ株式会社<br>(現株式会社LIXIL) 入社<br>2018年1月 株式会社ウェルネスフロン<br>ティア入社<br>2020年11月 株式会社神明ホールディン<br>グス入社<br>2020年11月 同社執行役員新規事業創造<br>本部長兼新規事業創造部長<br>(現任)<br>2021年2月 (株)コールドチェーン情報開<br>発センター代表取締役社長<br>(現任)<br>2021年4月 (株)Shinmei Delica監査役就<br>任 (現任)<br>2021年6月 当社取締役就任 (現任)<br>2021年6月 元気寿司(株)取締役就任 (現<br>任)<br>2022年1月 株式会社神明ホールディン<br>グス執行役員管理本部副本<br>部長兼管理部長<br>2022年4月 同社執行役員経営企画本部<br>長兼海外戦略部長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)コールドチェーン情報開発センター代<br>表取締役社長<br>元気寿司(株)取締役 | 一株             |
|           | 監査等委員でない<br>取締役候補者とする<br>理由         | 東光法氏は、複数の企業での管理業務の経験を経て、<br>経営的立場での豊富な経験を有しております。2021年<br>からは当社の取締役として、経営管理の面で積極的に<br>意見・提言等を行い、当社の企業価値の向上に貢献し<br>ております。かかる実績を踏まえ、当社経営を監督す<br>る取締役として適任と判断しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会は各候補者を取締役を選任することが当社の企業価値の  
向上に資すると判断しております。
3. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定  
する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保  
険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責  
任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を取  
該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取  
締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に  
当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名は、本總會終結の時をもって任期が満了となりますので改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | はやし かず のぶ<br>林 一 伸<br>(1962年8月8日生)   | 1990年3月 公認会計士登録<br>1999年8月 林会計事務所入所<br>2007年6月 当社監査役<br>2016年6月 当社取締役(監査等委員)<br>(現任)                                                                                         | 6,808株     |
|       | 監査等委員である取締役候補者とする理由                  | 林一伸氏は、公認会計士として財務・会計・監査分野での専門的知識と豊富な経験を有しております。2007年から当社監査役、さらに2016年からは監査等委員である取締役として積極的に意見・提言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。かかる実績を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断しております。                    |            |
| 2     | おく むら てつ じ<br>奥村 哲 司<br>(1956年8月9日生) | 1988年4月 弁護士登録(愛知県弁護士会)<br>1997年4月 セントラル法律事務所所長<br>(現任)<br>2014年9月 当社一時監査役<br>2015年6月 当社監査役<br>2016年6月 当社取締役(監査等委員)<br>(現任)                                                   | 一株         |
|       | 監査等委員である社外取締役の候補者とする理由及び期待される役割      | 奥村哲司氏は、弁護士として企業法務・コンプライアンス分野での専門的知識と豊富な経験を有しております。2015年から当社監査役、さらに2016年からは監査等委員である社外取締役として積極的に意見・提言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。かかる実績を踏まえ、客観的な視点から当社経営に対する監督を行っていただけるものと判断しております。 |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | おお にし たか ゆき<br>大西孝之<br>(1939年8月12日生) | 1966年7月 税理士登録<br>1966年11月 大西孝之税理士事務所所長<br>(現任)<br>2015年6月 当社社外取締役<br>2016年6月 当社取締役(監査等委員)<br>(現任)                                                                         | 一株         |
|       | 監査等委員である社外取締役の候補者とする理由及び期待される役割      | 大西孝之氏は、税理士として財務・会計・監査分野での専門的知識と豊富な経験を有しております。2015年から当社社外取締役、さらに2016年からは監査等委員である社外取締役として積極的に意見・提言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。かかる実績を踏まえ、客観的な視点から当社経営に対する監督を行っていただけるものと判断しております。 |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥村哲司及び大西孝之の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 林一伸氏は公認会計士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
4. 奥村哲司氏は弁護士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
5. 大西孝之氏は税理士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
6. 当社は現在、林一伸、奥村哲司及び大西孝之の3氏との間に責任限定契約を締結しております。3氏が原案通り選任された場合、当社は同契約を継続する予定であります。
7. 奥村哲司及び大西孝之の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって奥村哲司氏が6年、大西孝之氏が7年となります。また、奥村哲司及び大西孝之の両氏の監査等委員としての在任期間は本総会終結の時をもって両氏とも6年となります。

8. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】

【取締役のスキルマトリックス】

各取締役に期待される分野は次のとおりです。

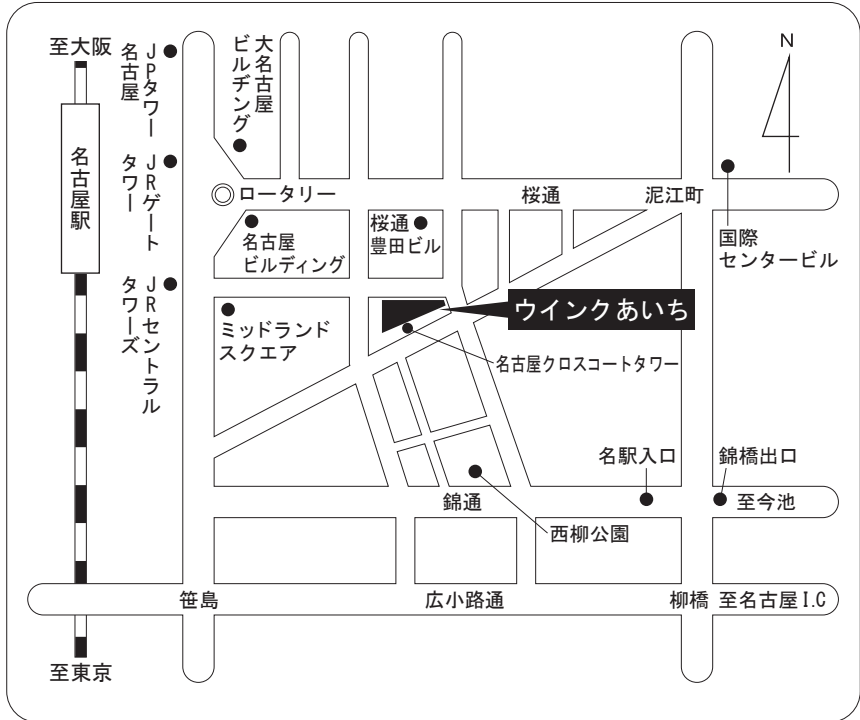
各氏期待される専門性のうち主なものに●印を付けております。

| 氏名    | 当社における地位   | 企業<br>経営 | 財務・<br>会計 | 技術・<br>研究・<br>生産 | 事業戦略<br>・マーケ<br>ティング | 業界<br>知識 | 法務 |
|-------|------------|----------|-----------|------------------|----------------------|----------|----|
| 藤尾 益雄 | 代表取締役会長    | ●        |           |                  | ●                    | ●        |    |
| 吉田 朋春 | 代表取締役社長    | ●        | ●         |                  | ●                    | ●        | ●  |
| 加藤 康洋 | 取締役常務執行役員  |          |           | ●                |                      | ●        |    |
| 塚本 一郎 | 取締役常務執行役員  |          |           |                  | ●                    | ●        |    |
| 東 光法  | 取締役        |          |           |                  | ●                    | ●        |    |
| 林 一伸  | 取締役（監査等委員） |          | ●         |                  |                      |          |    |
| 奥村 哲司 | 取締役（監査等委員） |          |           |                  |                      |          | ●  |
| 大西 孝之 | 取締役（監査等委員） |          | ●         |                  |                      |          |    |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号  
ウイंकあいち1101号室  
電話 (052)571-6131



## 交通のご案内

JR・地下鉄・名鉄・近鉄名古屋駅下車

◎JR名古屋駅桜通口からミッドランドスクエア方面 徒歩5分

◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。